

2024年5月22日

各位

会社名 株式会社 ADEKA
代表者名 代表取締役社長兼社長執行役員 城詰 秀尊
(コード: 4401、東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 法務・広報部長 小八重 文武
(TEL. 03-4455-2803)

第三者割当てによる自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、下記のとおり、第三者割当てによる自己株式の処分(以下「本自己株式処分」という。)を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2024年11月14日(木)
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 47,200株(注)
(3) 処分価額	1株につき3,215円
(4) 処分総額	151,748,000円(注)
(5) 処分方法	第三者割当ての方法による
(6) 処分予定先	ADEKA従業員持株会(以下「本持株会」という。)
(7) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

(注)「処分する株式の数」及び「処分総額」は、最大値であり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、「従業員持株会向けインセンティブ制度(特別奨励金スキーム)」(以下「本スキーム」という。)に同意する本持株会の会員資格のある当社及び当社子会社の従業員(以下「対象従業員」という。)の数に応じたものとなります。「処分する株式の数」及び「処分総額」につきましては、確定次第速やかにお知らせする予定であります。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本日付け「従業員持株会向けインセンティブ制度(特別奨励金スキーム)の導入について」においてお知らせいたしましたとおり、本日開催の当社取締役会において、当社が発行する普通株式(以下「当社株式」という。)を所有することにより資産形成の一助とすること及び経営への参画意識の向上を目的として、対象従業員に対して支給された当社株式の割当てのための特別奨励金(以下「本特別奨励金」という。)の拠出をもって本持株会に当社株式を割り当てる本スキームの導入を決議いたしました。本スキームに基づき、本日開催の当社取締役会において、現在当社が保有する自己株式1,208,644株(2024年3月31日現在)のうち47,200株(約152百万円相当)を本持株会へ処分することを決議しました。

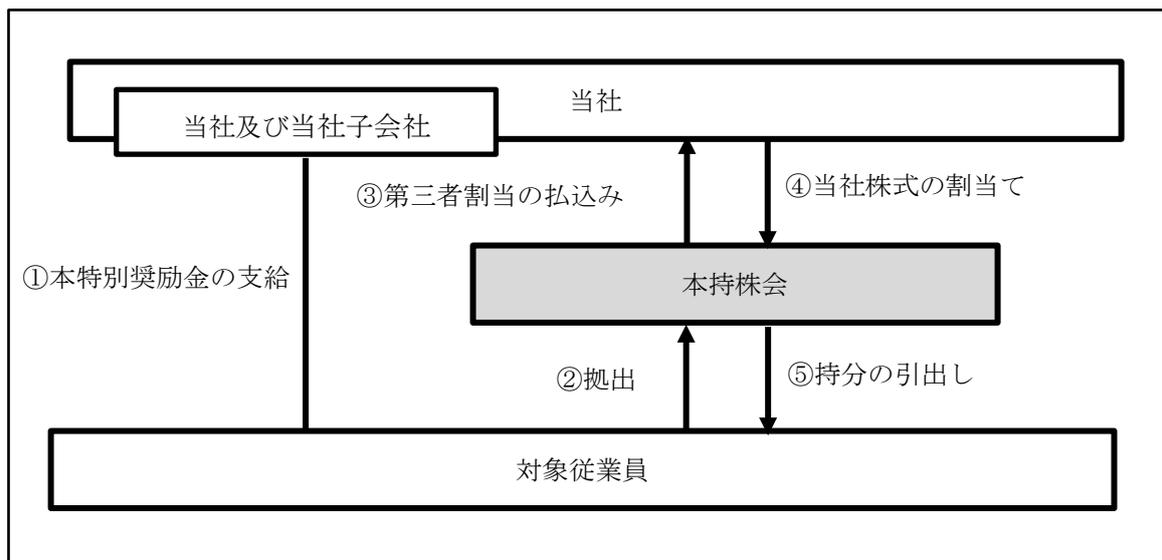
本スキームは、対象従業員に対し本特別奨励金を支給し、本特別奨励金の拠出をもって本持株会に当社株式を割り当てるものです。処分株式数につきましては、1.処分の概要の(注)に記載のとおり、最大47,200株を本持株会へ処分する予定です。

なお、希釈化の規模は、2024年3月31日現在の発行済株式総数103,768,142株に対する割合は0.05%、2024年3月31日現在の総議決権個数1,025,194個に対する割合は0.05%(いずれも小数点以下第3位を四捨五入する。)となります。

3. 本スキームの概要

本スキームにおいては、当社及び当社子会社から本持株会に加入する対象従業員に対し、本特別奨励金を支給し、対象従業員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出することとなります。本持株会は、対象従業員から拠出された本特別奨励金を取り纏め、当社に対して払込みすることにより、本持株会は当社株式の処分を受けることとなります。

本スキームの仕組みは以下のとおりです。



4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における払込金額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2024年5月21日）の東京証券取引所における当社株式の終値である3,215円としております。取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお払込金額3,215円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間の終値平均3,241円（円未満切捨）に対して99.20%を乗じた額であり、同直近3か月間の終値平均3,219円（円未満切捨）に対して99.88%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均3,036円（円未満切捨）に対して105.90%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る払込金額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとしております。

なお、当該払込金額につきましては、監査等委員会が、本自己株式処分が本スキームの導入を目的としていること、及び当該払込金額が本取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、割当先に特に有利な払込金額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適正である旨の意見を表明しています。

5. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希釈率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上